

令和2年度第4回  
立川市地域包括支援センター運営協議会

令和2年11月24日(火)

立川市福祉保健部高齢福祉課

■ 日 時 令和2年11月24日(火) 午後2時～4時

■ 場 所 立川市役所 210会議室

■ 出席者 (敬称略)

[立川市地域包括支援センター運営協議会委員]

学識経験者	宮本 直樹 (会長)
学識経験者	岡垣 豊 (副会長)
医療従事者	中村 伸
民生委員児童委員	中村 喜美子
介護サービス事業者	新妻 俊男
第1号被保険者代表	吉川 とみ子
介護サービス利用者代表	三松 廣

[市職員]

保健医療担当部長	吉田 正子
福祉保健部長	五十嵐 智樹
福祉総務課長	亀井 晶子
福祉保健部高齢福祉課長	小平 真弓
福祉保健部高齢福祉課在宅支援係長	石垣 裕美
福祉保健部高齢福祉課地域包括ケア推進係長	伊藤 和香子

[地域包括支援センター]

ふじみ地域包括支援センター	鉢嶺 由紀子
はごろも地域包括支援センター	須藤 浩世
たかまつ地域包括支援センター	野田 美輝
わかば地域包括支援センター	菅根 浩子、川野 和也
さいわい地域包括支援センター	荒井 央
かみすな地域包括支援センター	秋間 さや子

午後2時00分 開会

事務局           では、少しお時間が早いですがけれども、早速始めてまいりたいと思います。令和2年度第4回立川市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

高齢福祉課長   お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大がどのようになっていくのかということで、心配なこともありますけれども、日々の暮らしのほうもいろいろ変わってくるのかなということで感じてございます。

皆さま方も大変じゃないかといつも思っております。これから冬に向けてはインフルエンザの流行とも併せて予防対策を取らなければいけません。密を避ける、人との接触をなるべく避けるという点では、地域包括支援センターの相談のあり方についても、これを機に検討していかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

本日は幾つかそのような点についてもご提案をさせていただきたいと考えてございますので、市民の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの相談機能の強化という点で、ぜひ皆さまからのご意見を賜りたいと考えてございます。

本日もまた地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保のために、運営協議会の委員として、皆さまから忌憚（きたん）のないご意見を頂きたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に移っていただきたいと思います。会長、どうぞよろしく願いいたします。

会長           皆さま、本日もお忙しい中を時間の都合をつけていただいてありがとうございます。

本日は欠席者2名ということで、9名の定員のところ7名の出席ということで、本運営協議会は成立を満たしていることをここに確認いたしたいと思います。

では、次第にのっとりまして進めてまいりたいと思います。

本日も大変重要な報告事項、審議事項がございますので、本題に早速入っていただきたいと思います。

次第の2番、運営協議会の議事録の確認でございます。資料1と2をご覧くださいまして、事務局から何かご説明はありますか。

事務局 特にありません。

会長 ということで、事前に皆さんのお手元にも届いておりますので、ご確認いただいていたかと思いますが、何かございませうでしょうか。

では、よろしければ、本日の運営協議会終了をもって、この議事録は確定とさせていただきますので、もしお気づきの点があれば、会議中にご発言を頂ければと思います。ありがとうございます。

では、次第3の報告事項に移ってまいります。第4期地域福祉計画概要版についてでございます。

事務局からご説明はございますか。

事務局 福祉総務課が第4次地域福祉計画の策定を終えまして、今日、皆さまのお手元にダイジェスト版をご用意させていただいております。この後、福祉総務課長、亀井課長からご説明させていただきますまして、皆さまからのご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、亀井課長、よろしく願いいたします。

福祉総務課長 亀井です。よろしく願いいたします。お時間を頂きましてありがとうございます。

本来の地域福祉計画というのは90ページにわたる冊子になっています。ただ、なるべく多くの市民の方に手に取っていただいて、それから伝えたいことのエッセンスといいますか、短い内容、少しの内容だけでも、これは伝えたいということを示したのが、このダイジェスト版になっています。皆さんのお手元に届いているかと思えます。

表紙の「立川市地域しあわせ・支えあいプラン」これは、地

域福祉計画の愛称です。これがうちの計画の愛称ということで、最初に書かせていただきました。

開いていただくと、折り込みにはなっているんですが、左側に、一番の理念といたしましては、上のほうに書いてあります、計画の体系のその下のところに理念ということでごくってございます。「参画し、協働し、自らつくるまちづくり～すべての人が自分らしくいきいきと、生きがいをもって暮らせる地域をめざして～」これが大きな理念となっております。

その下に、基本方針、目標、それから、この5年間で目指す中では8つの施策ということで体系ということで1ページ。隣のほうに、目標達成のための手段として、施策別に8つの手段をそれぞれの施策ごとに記入してございます。

こちらを、まず計画の体系のほうを開いていただきますと、もう既に皆さんご存じのことですけれども、立川市のほうが福祉圏域を6カ所の福祉圏域にしております。それは、コーディネーターさん、それから地域包括支援センター、それから民生委員児童委員、福祉の本当に要となるところの皆さんたちの活動は、この6つの福祉圏域の中で取り組んでいくということで、圏域を同じくしてございます。

目的達成のための手段のほうを開いていただきますと、そこに2ページにわたって「3つの重点取組とそのつながり」ということで、この5年間で特に力を入れてやっていきたいところの3つを掲げてございます。

一番左上のところから、地域福祉アンテナショップの設置、仮称としてございますが、この名称になると思います。これは、まだこれから本当に設置していきたいと思っておりますし、地域で福祉活動を支えていらっしゃる場所の、そういう団体とか、そういうところにもアンテナショップという位置付けをこれからしてってもらえたらいいなと考えているところですが、身近な地域で、住民の方がふらっと立ち寄れる。誰でも気軽に訪れて、さまざまな相談ですとか、交流ですとか、活動を繰り広げていただければということで、地域福祉アンテナショップをこれから設置していきたいと考えてございます。

それから、その下になりますが、身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり、これの要となりますのが、相談

支援包括化推進員、ちょっと呼びにくい名前なんですが、国の施策のほうの名称がこれになってございます。

個人とか、世帯とか、さまざまな相談があるんですけれども、それをまるごと受け止める相談体制ということで、相談支援包括化推進員が中心になって、その問題を連携していったり、つなげていったり、それからそれぞれ専門機関がございしますので、そういうところと連携して、さまざまな困難な問題を解決していきたいというふうに考えてございます。

それから、右上になりますけれども、これまでも地域福祉コーディネーターの方たちは6圏域で頑張っていただいているんですけれども、こうした3つの重点の中の1つとして、地域づくりの要として、コーディネーターさんにますます活躍していただきたいと思います。

それから、アンテナショップの設置ですとか、相談支援包括化推進員との連携もやっていただきたいと思いますということで、この3つが今後5年間の重点で取り組みたいものということで、イラスト入りで示しているものになります。

一番最後になりますけれども、全て閉じていただいた裏面が、（仮称）地域福祉アンテナショップ、なかなか言葉として分かりにくいということで、ページを割いて、アンテナショップについてはこのように記載して、本当に地域ごとのオーダーメイドかなと考えてございます。地域に住んでいる人たちが、こういうものが必要という中で、メニューは決まってくる。そして、協働して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

こちらが、今、紹介させていただいたのが、行政、立川市が作った計画になります。そのダイジェスト版になりますが、同じく、市民の活動計画として、社会福祉協議会のほうでは、第5次立川あいあいプラン21、同じく概要版、ダイジェスト版も出ておりますので、お目にするかと思えます。

こちらは、市民活動計画そして今、説明させていただいたのが行政側の計画ですが、それがお互いに補完しながら車の両輪のように両方で進めていくということで、一緒に計画をしてきたものです。計画の策定につきましても、地域包括支援センターの皆さんとか、あと、ここにいる皆さん、それから市民の方

の協力も得ております。それから計画の推進委員会のほうでも、皆さんにご協力を頂いておりますので、既に一緒に取り組んでいただいている方がこの席にもいらっしゃるの心強いと思っております。

この計画を進めていくには、地域のコーディネーターの方と地域包括支援センター、それから民生委員児童委員さんの協力ももちろん必要なんですけど、地域での皆さん、お住まいの方たちの本当に声というものが非常に大事になってきます。ここにいらっしゃる皆さん、この運営協議会に参加されているので、それぞれの地域でもご協力いただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

会長                    ありがとうございます。ということで、全体のご説明を頂きました。皆さんから、質問ですとか意見等、何かあればお願いしたいと思います。地域包括支援センターとして、こういう動きと、地域福祉計画とどのように関わっていくべきかというようなことのご意見などもいいと思いますし、もう少し具体的に、例えば何をやるんだというようなご質問でも結構かと思います。何か、委員の皆さま、ございますか。

事務局                    たかまつ包括で、計画策定委員としてご協力いただいておりますので、ご報告があれば、お願いします。

たかまつ包括            報告というか、この計画を策定する時に、いわゆる行政だけが作って市民に提供するというのではなくて、市民の方々も当事者としてみんなで作っていくんだ、一緒に関わってもらってみんなで地域をつくっていくんだよというような感覚で作っていたというようなふうに思っています。

若い策定委員の方々なんかも交じっていただいて、企業の方、例えば企業と民間といろいろな方々にも関わってもらいながら、市民の関係を築きながら地域づくりを活性化していけばいいねとか、このアンテナショップも、やっぱり地域の力だけだとなかなかお金の問題であったり、いろんなところが難しいので、そういった企業さんとか、あとはプロボノの人、そうい

った地域づくりに参加してくださるような方々も一緒に考えながら地域づくりできたらいいねというふうに作っていたかと思えます。

会長                   ありがとうございます。

A委員                ちょっと関係ないですけども、いいですか。議事次第のほうでは「第4期」と書いてあるんですが、これには「第4次」となっているんですけども、どちらが正しいんですか。

福祉総務課長       すみません、「次」ですね、「第4次」となります。ありがとうございます。

会長                   5年計画ですので、今年が第4次のスタートの年という位置付けになっております。

各包括のセンター長の皆さまからでも結構です。何かご意見とか、要望とか、意気込みとか、何でも結構です。

大体皆さん、イメージできましたか。住民力で地域をつくっていくという地域福祉計画の考え方と、われわれが取り組んでいるところの地域包括ケアの考え方というのは、当然同じ方向性を向いていると思いますので、とてもこれ重要な話であり、地域包括支援センターも、ここにどう協力というか、当事者の一人とも考えられなくもないと。どう関わっていくかというところが重要だと思うんです。

B委員、どうぞ。

B委員                この3つの重点取組とそのつながりというんですけども、主体がまず市民ですよ、これが。これがもっと大きく出てこない、なんかアンテナショップだとか、コーディネーターだとか、そういうのが出てきちゃって、市民がまず主役だよというのが前面に出てこない、で、その市民の声を吸い上げるためにはどうしたらいいかということ、多分、目的としてはしていると思うんですよ。

これだけ見ると、なんかのっぺらぼうで、どこを一番重点にしているのかというのが見えないんですよ。ただ、こういう



仕組み自体は悪いことじゃないんだけど、立川市としては、包括センターの協議会も含めて、これからこういうことを目的にしていくなだと、まず重点的にはここなんだと、第一はここなんだというものを、もうちょっと打ち出してくれば、年寄りでも分かりやすいかなと。

これだと、どうなっているのかなというのが、なかなか理解できない人も出てくるのかなと思っているので、もう少しそのポイントをもっと打ち出してほしいなというのが、一つの提案ですけれどもね。

会長 多分、B委員があまり納得なされていないんだと思いますが、ここに出てくるので。

B委員 分かっています。

会長 そうですね。専門家はこの2人だけで、あとは全部市民なんですよね、ここも、まさに真ん中に出てくる。で、市民が中心。だからこそのご意見だと思いますけれども、どうも何を指しているかもよく分からない。それは小さな字で一番上のところに理念として挙げてあるのでね。

B委員 だから、それをもうちょっと全面的に出してもらって。

会長 もう少し分かりやすく示してほしいということですかね。

B委員 それで、年寄りもそうなんですけれども、市民にこういうのを読んでもらうのには、あまり字数が多いとなかなか読まないんですよね。そういうこともちょっと考えて、あまり詰め過ぎないほうが、僕はいんじゃないかなと、意見ですけれども。

会長 ありがとうございます。ということで、ちょっとそこをまた配慮しつつ、多分そういうのも考えつつ。行政計画でこんなに絵ばかり多いということも実はあるんですけれどもね。

B委員            いや、分かりますよ。

会長             だから、ご指摘もまさに的を射ていると思います。

B委員            分かりました。すみません。

会長             ありがとうございます。

では、これにつきましては、まず皆さん、こういうことがあるというところをご理解いただけたと思いますので、ぜひ今後の、この運営協議会でも審議の中においても、少しこのことを意識しながら、地域包括支援センターとこの地域福祉計画との関わり方というのを長期的に見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次第の4番、協議事項のところに移って参りたいと思います。

協議事項の1つ目としまして、地域包括支援センターにおける新たな相談体制の整備についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局            それでは、資料の4をご用意ください。「地域包括支援センターを進化させるために。新型コロナウイルス感染拡大防止対策がもたらしたもの」という資料を用意しております。

今回、新型コロナウイルスの関係で、地域包括支援センター・福祉相談センターにおいては、全てのセンターではありませんが、窓口の開所時間を短縮して業務を行ってまいりました。その際に、特に市民や介護保険事業者からの苦情などもなく、業務に支障はありませんでした。

社会全体として、オンラインでの会議や研修などが新たな取り組みとして開始されていることもありまして、地域包括支援センターの相談の受け方に関しましても、今後、変更の検討ができるのではないかなと考えておりますので、ご提案させていただきます。

まず、現状といたしましては、相談対応としては窓口・電話・訪問となっています。窓口対応時間は、月曜日から金曜日が9時から19時、土曜日が9時から17時ということで、職員が

交代勤務をしながら相談業務に当たっております。

今後、変更したいご提案ですが、相談対応として、窓口プラスして電子メール、あとウェブ面談、オンライン上での面談などを考えております。

窓口の開所時間に関しましては、月曜日から金曜日の朝9時から17時、市役所と同じ時間です。そうすることにより、全員が日勤の勤務になります。それ以外に、電子メールで24時間365日受け付けるというご提案です。

必要に応じて、メールだけではなくて、オンラインでの面談をしていくこともあると思いますし、当然、訪問をして直接会って得る情報などもありますので、対面での支援をしないということではなくて、必要に応じて訪問をしたりとか、面談をするということも行っています。

変更するに当たって検証した内容です。令和2年の1月17日から3月14日までの約2カ月間、市内の包括支援センターで時間外の対応について調査を行いました。その中で、2カ月間で時間外、あと土曜日を含めて、来所された方が7件、介護保険の認定の申請が5件、緊急対応が1件、介護相談が1件というような結果でした。

この調査結果について、緊急対応は別としましても、その他のことに関しては特段時間外に相談に来なくてもいいような案件だったと報告を受けています。

地域包括支援センターの窓口の営業時間につきましては、在宅介護支援センターから地域包括支援センターになる時に時間設定をしたわけですけれども、働いている方が仕事の帰りに相談に乗れるようにということで、19時までの設置にしました。

しかし、考えてみますと、私たちもそうですが、仕事終わりに、もし地域包括支援センターに相談に行くのであれば、夜9時とかそのぐらいまで開けていないと、とても仕事が終わってすぐに相談に行くといっても時間が足りないだろうと考察します。

それであれば、今、気軽にメールでの相談などができて、どこにいても時間に関係なく相談ができるような体制を取っておくほうが、相談の幅が広がるのではないかというふうに考えております。

高齢者であれば、インターネットをやらない方が多いと思われがちですが、今の高齢者の方はかなりスマホを使っておりまして、地域包括支援センターが行うスマホ教室だとかZoom教室の応募が大変人気で、応募数も多くありますので、昔ほど高齢者はインターネットが苦手というような状況ではなく、今後、いわゆる携帯電話、ガラケーと言われている携帯電話もなくなっていくようですので、スマートフォンを使う高齢者の方は増えてくるとすれば、メールでの相談も増えていくのかなというふうに考えます。

また、国や都の動きを見ましても、LINEを使った相談等も始めているようなので、立川市でもぜひ始めたと考えております。

資料の裏面に、近隣市町村の状況を精査したものを載せてあります。

単純に営業時間の短縮ということだけではなくて、その代わりにもっと広く相談を受けることができるように体制整備をしていくということであれば、決して市民サービスの低下にはつながらないと考えております。

今日は、まず地域包括支援センター運営協議会の皆さまに、この取り組みについてのご意見やご質問をお願いしたいと考えております。

続いて、わかば地域包括支援センターのほうからも補足説明をお願いしたいと考えております。

#### わかば包括

わかば包括の川野と申します。今回、相談の幅を広げるということで、電子メールとウェブによるオンライン相談ということを進めたいということについてなんですけれども、今年のコロナの影響で、電子メールは以前も活用されていた面はあるんですけれども、オンライン相談というのは、とても日常的になってきているというのがあります。

実際に、高齢者の方を支えるお子さん世代の意見を幾つか聞いてみますと、やはり土曜日に休んで相談に行くといっても、土曜日じゃあ、いろいろ手続きが結局できないんじゃないかと、あとは、平日、昼休みの時間とか、日中にオンラインで相

談を受けられれば、その後、仕事を休まずにもう一回仕事に復帰もできますし、日常の自分の生活をあまり変えなくても、親の介護について支援ができるんじゃないかという、そんな要望も受けております。

ということで、市内の相談を受けるところというと、ケアマネの事業所もあると思うんですけども、包括支援センターからオンライン相談というのを進めていくと、立川市の介護の全体の流れをつくっていけることになるんじゃないかなという、そんな思いもあります。

以上です。

会長

ありがとうございます。ということで、皆さん、ご質問ですとかご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。いいと思うとか、良くないと思うとか、単純なまずイメージだけでも結構でございますし、もしやるならば、ここに注意して進めろとか、そういうご意見もありがたいです。

B委員、お願いします。

B委員

全般的には大賛成。今までこんなことをやってたんだと。時代にはちょっと、9時から19時といたら7時ですよ。で、土曜日もやってくれていると。確かに市民には助かるんですけども、これからもっとハードになってくるんで、もっと人を増やすんじゃないかと、今言ったようにオンラインを活用していかないと、マンパワーが足りなくなってくると思うんですよ。

だから、それをうまくつくっていくのが組織であって、人が足りないから補充しろというんじゃないかと、どういうところを削ってオンライン化にして、今の人員体制でもっと効率よく進めるというのを、まず大きなところから考えていけば、オンライン化というのが進んで、オンライン化が進めば、こういうことがもっと時間短縮できて、下手すれば土曜日も休みを取れるよと。

そうすると、皆さんの休みも、肉体的なストレスも改善していくわけですよ。そうすると、市民もわれわれ高齢者も、逆にすごくリラックスした会話で話ができると。皆さんがにっち

もさっちも、こんなに飛び回っているようだったら、言いたいことも言えなくなっちゃうというんじゃないか、ちょっと本末転倒になっちゃうんで、全般的には、もうこれは大賛成です。

ただ、そのためには、もうちょっと事実化を進めて、市民のほうにも、こういう形になりますよとアナウンスをしてもらわないと、急にやりますと言われても戸惑うと思います。

会長

ありがとうございます。いつもB委員は職員の勤務体制がハードになりすぎじゃないかと、ずっとご心配を頂いている、その流れに沿った措置ということですね。ありがとうございます。そしてまた、今、急にじゃなくて丁寧に周知を図った上で、慎重に前に進めというご意見だったかと思います。ありがとうございます。

その他の委員の皆さん、どうでしょうか。お願いします。

C委員

ケアマネジャーの立場として発言させていただきますと、おおむね賛成ということでよいかと思います。その上で幾つかちょっと補足をさせていただこうと思います。

多分、来所7件のうちの要介護認定の申請5件というのは、ケアマネジャーが持ってきたものではないかなと思ったりするんですが、これは開いていると分かっているから、夜、来るということで、恐らく翌日でもいいんだろうと。

あるいは、これはちょっと介護認定係との問題もありましょうが、日付というものが大事なケースというものが中にはありますよね。そこについての、ちゃんと根拠があれば、何日付の申請というようなものが、柔軟というとおかしいんですが、必要性に基づく申請の受理ができるのであれば、例えば要支援と要介護の区分変更とか、日付が大事なんだというようなケースのときに、その根拠がちゃんとあれば受け付けてくれますよということがあるのであれば、別にケアマネジャーは夜に届けなくてもよいので、この5件というのは、恐らく解消されると思いますので、その辺も併せて検討していただけるとありがたい。

それから、過去に、他のケアマネジャーの経験なども聞くと、包括やどこのサービスにもつながっていないような方が土

曜日に退院してきて、結構大変なことがあったと。包括が開いていないとどうするんだというようなお話は当然出てくるんですが、ただ、これも、包括だけが背負う責任では絶対でない。その状態で退院させてきた病院の責任はどうなのだという事もありますから、包括や行政だけが負う責任ではないので、その辺の地域の周知もあれば、別に土曜日に包括がやっていないといけないということはないだろう。

ちょっと資料を見ると、先ほど気付かせてもらったんですが、某市は委託費の縮小もセットで考えるという記載があるのですが、ここは反対ですね。決して人を減らすわけではないと思いますし、今まで薄くなっていたところを集めるわけですから、別に委託費が減る理由はないと思いますね。

現場のケアマネからすると、遅番とか土曜出勤があるから、包括の職員さんが不規則な出勤になることが多くて、朝一番で連絡取りたい時に、電話してもいらっしやらないということがとても多くて、だから朝10時とかって結構必要だったりしますよね。そういうところが手厚くなるのであれば、専門職同士の連携にとってもメリットのほうは大きいと。

長くなりましたが、以上です。

会長

ありがとうございます。何とも見えづらいからね。やっぱりケアマネジャーさんとしての具体的なアドバイスを頂戴して、ぜひこういった点に注意して具体的に進めていただくことがいいと思いました。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。大体皆さん、おおむね納得感のあるプランになっていますか。よろしいですか。

事務局

民生委員さん、どうですか。会長のほうから。

D委員

これを不思議なことに、役所が終わる金曜日の5時以降、それから土日、そういうところによく緊急事態が発生するんです。それで、包括支援センターが開いている時間には連絡ができていいんですけども、これで新しいプランで、ウェブ相談とかいうのは、これからも絶対にこの流れになっていくのでいいと思うんですけども、そういった緊急事態に対応できるよ

うな体制の部分も少し残していただきたいなというふうに思います。

会長

ありがとうございます。窓口として閉まった後の対応について、どうするのかというのを、関係者の中で、民生委員は特にそうだと思うんですけども、どうするのかというのを周知をする。この窓口が5時でシャッターが閉まったら、もう何も対応できないのかというと、そうでもないというところですよ。その部分のことをきめ細かく、どうするのかというのを周知を図ると、連携を図るということが大切だというご意見を頂戴したんだと思います。

そして、例えば、包括が開いていない時に電話をかけると、電話がどこにつながるかということ、全然つながらないわけではないとか、市役所は24時間、直接ではないけれども、まずは間接的に受けるというような仕組みがあったりするわけですよ。そこで今回のこともカバーできるというようなことを忘れずに、もちろん忘れていないんでしょうけれども、ここには表現されていないので、そこも重要な要素だということですよ。

というご指摘を頂きまして、ありがとうございました。

その他だといかがでしょうか。お願いします。

E委員

営業時間が9時から17時になったときに、残業とかはどういうふうになっていくのかなと思ったんですけども、帰る間に連絡が来て、仕事をしなきゃいけないこととか結構あると思うんですけども、そういう営業時間の区切り、その後の居残りの仕事とか、外に出ていかなきゃいけないときとかというのは、どういうふうに対応されていくのかなと思って、聞いてみたいんですけども。

会長

いかがでしょうか。

わかば包括

その点については、今までと同じように、今も6時半とか7時ぎりぎりに連絡があった時には、対応できる職員はそのまま



対応しますし、もし、その職員はどうしてもその時間に帰らなきゃいけないということであれば、包括の職員に連絡を取って対応するという事は、今もやっておりますので、それが9時から早まることになったとしても、同じような体制が取れるんじゃないかなというふうに思います。それは土曜、日曜も同じくですね。

E委員                    緊急事態とかは、そういうふうにない場合でも、普通に平穩になっているときでも、例えば普通の会社は17時に決まっていたら、17時に帰れるじゃないですか。基本的に、そういう帰れるという状態にシステムが動くように考えてこういう形になるんでしょうか。

それとも、これは形だけで、実際は残って仕事をしているみたいなことが出てくるのであれば、あまり意味がないのかなと思ったんですけれども。

わかば包括              そのあたりは、どれぐらい各センター長が法人に対してとか、スタッフに対して方針を打ち出せるかによるんだと思うんですけれども、そうじゃないかなと思います。

E委員                    形だけで終わってほしくないなと思って。もし進展していくなら。以上です。

会長                      ありがとうございます。まさにそうですよね。皆さん、慢性的に非常に大きな業務量を抱えているので、多分5時に閉まって、仕事が入ってくるのが止まったとしても、内部でたまっている仕事をどんどんやっているという状況で、結局、夜7時まで働いているというのが慢性的に続くかもしれませんね。

で、ほとんどの時は忙しいので、残業が恒常的にあるかもしれませんけれども、とはいうものの、これはそんなに急ぎじゃないから明日やろうよというときには、積極的に、もう今日は帰ろう、帰ろうという日も年に何回かはあると思うんですよね。

そういう時に、夜7時まで開けていますと市民とお約束していると、取りあえず7時までには残っていないとねという話にな

っちゃうんですけれども、取りあえずここで5時までというお約束になれば、帰れるときは、今日は定時でみんな帰るよということにできるというメリットは大きいかもしれませんね。

どうぞ、野田さん。

たかまつ包括 9時～17時でご提案が出ているんですけれども、各法人が委託を受けているので、法人自体の勤務体制というのはそれぞればらばらになっていると思うんです。それで、あくまでも窓口開設時間が9時から17時ということなので、銀行さんと同じで、そのほかの時間は、業務をすることになると思うんですね。

なので、その法人さんのシフトによっては、土曜日出勤の人がいるかもしれないけれども、開設が、例えば、今後メールのやりとりとかが増えてくると、かなり時間がかかるんですよ。うちは結構メールでやりとりしている方が多いんですけれども、やっぱりもらって読み込んで返信してというのは結構な作業量になるので、今後それをやっていくことになる、業務量としてはこれより増えると思うんですね。

なので、あくまでも9時～17時は開設時間というところで捉えていただくといいかなと考えていますが、いかがでしょうか。

会長 なるほど。はい、どうぞ。

B委員 基本的には、やっぱり定時で相談するというのが、市民にまず知ってもらわなければ、何時でもいいですとうたっちゃうと大変なことになるので、まず定時以内で、緊急の場合はしょうがないですけれども、それ以外は普通の相談は定時でお願いしますと。

というのは、何でかという、この裏面の高齢者数とセンターの職員、立川市が1,000人に1人なんです。この中で介護保険を使っている人が何名だか分かりませんが、立川市と昭島市が極端に少ないんです、センター職員が。国分寺なんか57人いるんです。2万7,000人に対して。そうすると、立川市は随分少ないなど、逆に。それだけハードな仕事をやっているん

だなど。

だから、そういうことも含めて、職員の体制も含めて、もうちょっと、まず職員の健康管理をちゃんとするというのをスタートしないと、その後で、夜のそういうケアをどうするかとか、そういうことは、また後日やればいいんであって、まずこれを認めてあげると、この体制をとというのが一番の大前提だと思うんですよ。

これから高齢者が増えていくので、もっとハードになりますよ。今の体制だったら、もう絶対にパンクします、5年後には。僕らの年代の団塊の世代も、もう増えてきますから。

そうすると、今のやり方じゃあ、絶対マンパワーが足りなくなります。だからデジタル化をできるところは、そうやってすると。

今、僕も使っていますけれども、ほとんどペーパーですよ。何でもサインして、はんこ押してください。はい、2枚目、3枚目。これ今、役所でも、国でも、今、変えているのに、そういうところから変えていかないと、ここはもうメールでいいですよという形で電子の印鑑でいいですよとかいう形を取っていかないと、皆さんの負担が大きくなってきます。はんこを押すのに、今度ははんこを探すのに10分も20分もかかって。もう大変ですよ、本当に正直言って。

そういうことから、まず使う側のわれわれ介護サービスを受けているほうも、そういうところをどんどん頭に入れて、簡素化をしていかないと、皆さんの仕事が増えていっちゃうから、そういうところからやって、まず、この時間帯を認証してあげると、認めてあげるということをしてやらないと、後で、緊急の時はどうするんだというのは、それはまた別の問題で、まず前提では、これはもう絶対進めるべきですよ、逆に言えば。と思います、僕は。

会長

ありがとうございます。

A委員

さっきの緊急って、本当に緊急なの？ 本当に緊急の時って、あるのはあるんですかね。どういうときに緊急。

会長                    というご質問です。

D委員                役所も、役所が開いていない時に、身寄りのない方が倒れて、どうしようというときに、今、包括支援センターに電話すると、電話で転送されたりして時間外でも対応してもらったりしている部分もあるんですけれども、その資料が関わっているかどうかという確認ができて。  
                         結構、人命に関る……。

A委員                人命に関るのだったら、病院じゃないんですか。

D委員                それが、そうなんですけれども、結局、その人の背景も必要な場合も結構あるんですよ。その方に関する家族がそうなっているかとか。

A委員                でも、例えばそういうのというのは、一命を取り留めた後に、別にそれでもいいことではないですか。

D委員                もちろん、そこに倒れている人がいた場合、救急車で運んでもらって、それという場合もありますけれども、そうじゃないケースもいろいろ本当にあるんですよ。  
                         あとは、最近あまり言われなくなりましたけれども、民生委員が救急車を呼ぶと、結構その場で同乗してくれというふうに言われまして、基本的には同乗しないようになっているんですけれども、コロナの関係の頃からは、本当に同乗しろとはあまり言われなくなりましたけれども、その辺のこともございまして、やっぱりその人の背景というものが知りたい場合に、今まで包括で教えてもらったりしていましたので。

会長                    ありがとうございます。まさに立川の民生委員は真面目な人が多いですから。D委員が今、言ってくださったみたいに、より適切な、よりより適切な措置を取ろうと思うと、包括と情報連携が必要だし、今、民生委員のお立場でおっしゃっていただいたとおり、包括をすごく頼りにしているし、包括と相談しながら進めていこうという、こういうやり方が立川では本当に根

付いているということがよく分かりました。

より適切なことをやろうと思うと、そうなんですけれども、今度は医師の立場のA委員のお立場からすると、まずは命を救うためにという。適切な措置の前に、できることはやって、その後、事後で適切な方向に軌道修正していけばという、こういうご意見かと思いますが、どちらもごもっともかと思えますけれども。

どうぞ、鉢嶺さん。

ふじみ包括

道で倒れていたら、救急車を呼んで、取りあえず救命というときには包括が呼ばれることはあまりありません。あるのは、配食にお弁当を持っていったけれども出てこない。電気はついているとか、新聞がたまっているんだけど、家の中で倒れているんじゃないかとなったときに、そこで救急車を呼ぶのではなくて、何か事情を知っていないかと包括にかかってくる場合があります。日曜等に緊急連絡を受けて出かけるのは、そういう方の安否確認がありました。

そのときに、お巡りさんと呼んで、すぐ開けるというのはなかなか個人の判断ではしづらいので、「包括さん、もしかしてこの人、入院していませんか」とか、「何か情報ないですか」というのがふじみ包括でも何回かありました。

会長

実際、民生委員がケアマネジャーをしていたり、関わっている介護関係者のことを把握していたりすると、話が早いんですけども、全員のを民生委員が持っているわけでは、最新のデータの全員のを持っているのではない。実は包括が検索すると、最新の全部のデータを持っているということがあるんですよ。そこは確かに痛しかゆしなんですけれども。

そうすると、もし電話が通じないと、まさに民生委員が自分で判断して、住民の立場としての、住民の立場というのはちょっと言葉が違うかもしれない、民生委員の立場として、これは警察を呼ぶのか、それとも救急車を呼ぶのかという判断を迫られるからというのですね。そこはもう、していくしかないときもあるんですけれどもね。

市役所の代表番号にかけると、回り回って包括の担当者だっ

たり、包括以外の市役所の担当者の人だったりにつないでいた  
だいて、相談はできるんだと思うんですけども、多分、時間  
はかかりますよね。

かといって、365日24時間開けているわけにはいきませんので  
ね。

B委員            ちょっと質問いいですか。

会長              はい、どうぞ。

B委員            今、会長が言ったように、司令塔はどこなんですか。

会長              司令塔。

B委員            民生委員でも、包括にしても、そうやって電話しますよ。

会長              司令塔というのは。

B委員            そういう立場だったら警察に電話してくださいとか、すぐ救  
急車呼んでくださいとか、これはこっちのほうで対処しますと  
か、そういう司令塔。

会長              判断をする人がね。

B委員            判断。要するに指示ですよ。民生委員の人は困っているか  
らそうやって電話するわけじゃないですか。

会長              あまり縦線で指令する側、指令される側という空気ではあり  
ませんけれども。

B委員            ないんですか。

会長              ええ。皆で相談して、これがいいねということで進めていく  
ということになりますよね。あるとしたら、ご家族の判断とい  
うのがかなり強い要素になると思います。ただ、ご家族がい

ない方のことを、今、話しているというのはあると思いますけれどもね。

というふうに私は思っていたんですが、どうでしょうか。もう少しいいご意見があれば、教えていただければと思います。

ふじみ包括 多分、どこの包括も、安否確認が入ると、夜間受付だろうが何だろうが、立川市に連絡をして、在宅支援系のほうと連携を取ります。包括支援センターの所管が高齢福祉課の在宅支援係になっていますので。

B委員 いいですか。

会長 はい。

B委員 それは大体、月なのか年なのか分からないですけども、件数としてはどのくらい多いんですか。各包括の、そういう電話がかかってくるのは。ちょっと聞いてほしいんですよ。事例を、逆に言えば。

会長 大体の感じ、イメージでいいですか。記憶にある範囲内。

B委員 ええ。ただ1件でぽつんとそういうことで大きく広げちゃっているのか、もう頻繁に夜中に電話がかかってくるよというのは、また全然違うんでね。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 資料5の3ページ目をお開きいただきますと、6番の「地域支え合いネットワーク事業」の「安否確認の通報・相談件数」の報告があります。ふじみ包括は0、はごろも包括4、たかまつが2、わかばが2、さいわいが9、かみすなが1と載っておりまして、その下「現地調査・訪問回数」では、包括職員と高齢福祉課の職員と一緒に現地調査し、救急車を呼ぶかどうかの判断を含め、行った実績になっています。

立川市としましては、ご承知のとおり、「見守りホットライ

ン」をやっておりまして、令和2年度、今日現在で「34件」の見守りホットラインの対応をしております。ただ、見守りホットラインに電話が入ってきたのは10件でして、そのうちの2件は、安否確認ではなくて、一般のご相談。そのうちの8件は安否確認でした。

ほかの24件はどういう電話かというところ、直接、市の代表電話に、「最近見かけないので心配」「連絡が取れない」等の相談でございます。

見守りホットラインはもう少し周知が必要だというような庁内外のお声も頂いてはいるところなんですけど、何せ今、職員が個別に対応しております、今、鉢嶺係長からもあったように、大概、見守りホットラインが入ると、在宅支援係職員と地域包括支援センター職員が現地に行って確認をすとか、土日夜間については、高齢福祉課の係長職が対応するとかという形になっておりまして、今のところは、限界だと担当は考えております。

ただ、他市から、事業についての照会がありますので、立川市の見守りホットラインの取り組みについて注目されているような印象があります。

会長 ありがとうございます。お答えになってますか。

B委員 うん。というのは、今、話を聞いたんですけども、そうすると、先ほど、これは大きな問題にというか、この議論をしているんですけども、それにはあんまり支障がないということですよ、こういうことをしても。支障あるっちゃあるでしょうけれども、ゼロじゃないわけですから。ただ、これをやっぱり、まずこれを決めていかないと、こういうことを認めて上げた上での判断をしていかなきゃいけないので、まずこれを、重箱の隅をつつくようなことを言ったら、全然前に進まないんで、まずこれをやってみて、それでも何か支障があったら、じゃあ、これをどう改善しましょうと。前に一歩進めるということが大事じゃないかなと、僕は思います。

会長 ありがとうございます。どうぞ。



たかまつ包括　　私たちが日曜日とかお休み、お正月の時とかお休みの時は、民生委員さんが地域で頑張ってくださっていると思うんです。それで、ここで土日が包括がお休みになるといって、もちろん連絡系統が、今、説明があったようにいろいろあるので、対応はできるんですけども、多分、民生委員さんたちは、ちょっとご不安になられる方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。やっぱり専門職じゃなくて、皆さん、地域で心ある方がやってくださっているの、なので、地域ごとで、こういう時はこういうふうに参加が動きますよという申し合わせをしておくことなどもいいんじゃないかなとは思いますが。

会長　　ありがとうございます。どうぞ。

B委員　　今の意見で、反論するわけじゃないですけども、だったら皆さんで、まずこれをどうするのか。包括でまとめてきてください。でないと、意見がばらばらになっちゃうから。土日もそういう問題が出てくるわけでしょう。でも、これ日曜日もお休みになっているわけでしょう。

たかまつ包括　　開設窓口はですね。

B委員　　そういうその後の問題は、まず別にしておいて、これをどうするかということでこの議題に乗っているわけですから。

会長　　ありがとうございます。多分、B委員が言われるのも、野田さんがおっしゃっているのも、これをやる上での、やるために、いろいろ注意をしながらこれを進めていくための注意としておっしゃっていただいているんだらうと。これをやるという方向でのご意見だと思いますけれども。そうですね。

E委員　　1つ聞いていいですか。

会長　　E委員、どうぞ。

E委員 センター職員数がいろいろ市によって違うと。この人数はど  
ういうふうに決まっているのかどうか。あと、立川市だと6カ  
所あるわけですがけれども、1カ所に対しての職員数をこれから  
増やしていく方向にあるのか。多分これから高齢者も増えます  
けれども、いろんな問題が起きてきて、先ほどの、まるごと受  
け入れるという形に、多分なっていくとすると、職員数がこれ  
から増えていかないといけないと思うんですけれども、どうい  
う根拠で今の人数が決まっているのか。あと、これから増やし  
ていけるのかどうかというのもお聞きしたいと思うんですけれ  
ども。

高齢福祉課長 地域包括支援センターの職員の数については、3年ごとの高  
齢者福祉介護事業計画の中で考えていくということになるんだ  
と思いますね。それはなぜかという、いろんな施策を充実させ  
れば、それは介護保険料のほうに跳ね返ってくるということ  
で、市民の負担も増えていくことなので、必要だと思ってどん  
どん充実すれば充実するほど、皆さん、市民の負担も増えてく  
るということなので、何を一番重点に置いて施策を検討してい  
くのかというのは非常に重要なことなんです。

確かに地域包括支援センターの職員さんについては、分量が  
増えていく中で、他市と比較しても、立川市はやっぱりすごく  
職員数が少ないよねということで、やはりこれ以上は限界な  
んじゃないかというようなことで、地域包括支援センター運営  
協議会の中でご意見等を頂いていると、計画の中にも反映して  
くるということにはなるかと思います。

会長 ありがとうございます。よろしかったですかね。

E委員 分かりました。

会長 正直、ここに書いてある職員数というよりは、委託料のお金  
を、各受託法人が受け取って、その委託料の範囲内で賄える人  
数を配置しているというのが実態なのかなというふうに思いま  
す。だから、6つセンターがありますけれども、6つのセンタ  
ーの職員数はばらばらですからね。何人というふうに委託契約

の時に書いてあるわけではないわけですね。

だから、そのこのところは、各法人の裁量で職員数は決まってくると思いますので。

E委員            ということは、委託料もそれぞれの法人によって金額が違うということなんですかね。

会長                だから、その法人の事情によって、たくさん雇える所もあれば、たくさん雇えない所もあるということになってきますよね。という認識でよかったですか、市役所の皆さま。

高齢福祉課長      委託契約の仕様書の中では最低人数という形ではご提示させていただいていて、最低人数を下回っている法人さんはないです。基本的には、大抵こちらからお願いしている最低人数以上に配置をしてくださっているという現状がございますけれども、それでも他市と比較すると少ないというところは、一定考える必要があるのかなというふうに。

多分、1人分の業務量がかなり多いんだろうというふうに思いますので、近隣市町村で立川だけが突出して業務量が少ないとかはないんだろうと思いますので、そこはやっぱりいろいろ皆さんからのご事情などもおっしゃっていただいて、把握しながら、検討していくべきなんだろうなというふうには思います。

会長                なるほど。最低人数の引き上げとか、それに伴う委託料の増額とか、そういうことを検討せざるを得ない状況になってきているのかなということですね。

各センターが最低人数ぎりぎりで行っているというところは今のところないんですかね。多少なりとも余裕が。だからこういう人数のばらつきが出るということですね。

最低人数は何人と書いてあるんですか。

事務局            地域型が4名、基幹型が6名。プラスして予防プランのプランナーさんを1名ずつ置いていただくとか。

会長

その4名の外枠でということですね。4名というと、3職種と、センター長が3職種と兼ねている所もあるでしょうけれども、そういうイメージですよ。

ちょっと業務量はどんどん増えてきている中で、そのそのその委託料の基準のところが変わらないのはおかしいかもしれませぬ。

ありがとうございます。重要なお指摘を頂きました。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは、皆さんから大変多くのご意見を頂きまして、ぜひ、今日出た意見、いろんな角度からの視点がありましたので、それをよく注意しながら、お話を進めていただくというのが大前提条件として、このお話はぜひ、運営協議会としても積極的に早急に、かつ丁寧に慎重に進めるべきという意見といたしたいと思います。

特に、これを推し進めるためには、1つの例としましては、安否確認のことで大変緊急性の高い話のレベル、A委員ですとか、ふじみ包括の鉢嶺さんからご指摘いただいたところですね、その辺のところの話というのは、少数かもしれませんが、D委員がおっしゃっておられたような、それだけじゃないんですよ。実は民生委員とか、民生委員に限りませんが、地域の専門職の方とかが包括と相談したい話というのは、緊急度合いの究極の話は、この少ない数かもしれませんが、その一方手前ぐらいの、急いで相談したいんだということはたくさんもつとあると思っております。数に見えないところ。そうしたところが、民生委員とかの負担に感ずるところという、犠牲という言葉が強いですから、その民生委員の協力があって、この地域包括支援センターの見直しが図れるんだというところは、ぜひご理解をいただく必要があるかなと思っております。

私も、余計なことを申しますが、経験がございました。12月の31日の日に困りました。市役所にかけて、市役所は時間外相談。かかりつけの病院が知っていたんで、かかりつけの病院に電話しました。ところが、私じゃあ情報は開示してくれないって言うんですね。困ったなと思って、その高齢者の方の親戚の方が来て、どうすりゃいいんだと、随分私もせつつかれて、これ正月明けでもいいんじゃないんですかとは言えない。

困ったなということで、それで包括に電話してみたんですね。そうしたら30日やっていたんですよ。随分昔の話ですけども。要は私が最初から包括にかけていれば済んだ話だったんですが。それぐらい働いているんですね。全く連絡がつかないのが元旦だけでという落ちだったんですけども。

そういうようなことがありますので、この開いている窓口以外のところでも、包括は結構動いてくれているということがありますよね。大変だなと思いましたが、包括の事業。

ありがとうございます。ちょっと話が脱線しましたが、すみません。

それでは、そういう方向で進めていただくということで、この協議事項の1番は以上としたいと思います。

2番、地域包括支援センター運営状況と課題分析についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の5の参考・補足資料、あと資料の5・討資料をご用意ください。

まず、資料5の参考の「域包括支援センターの業務報告」説明をいたします。一番下のところに、「齢者実態把握（台帳作成）」がありますが、前回の運営協議会での報告のとおり、熱中症対策で民生委員さんと一緒に、一人暮らし高齢者宅を訪問しました。その際に、関わりのあった世帯について台帳入力をいたしましたので、いつもより数字がとて多くなっています。

今回、ご報告させていただきますのは、PowerPointの資料で、「8050問題について」という、資料5の補足資料というものを用意させていただいております。先ほど、福祉総務課長からも話がありました、相談支援包括化推進委員がこの4月に配置されました。さらに、高齢福祉課にも新しい係が1つできましたので取組等についてご報告させていただき、ずっとE委員にも気にしていただいています8050問題をどのようにこれから地域包括支援センターと一緒に取り組んでいくかということについて、皆さま方からご意見等を頂ければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

地域包括ケア 前の画面も用意していますので、ちょっと小さいかもしれませんが、お手元の資料と画面とを見ていただければと思います。  
推進係長

こちらのA3の検討資料の一番下にも、8050問題ということで上がっています。8050問題は包括支援センターでも多々ご相談いただいております、今までも、こちらの運営協議会の中で課題ということでずっと話してきているものとなります。今日はこちらについてお話をさせていただきます。

私は、この4月に新しく高齢福祉課にできた係、地域包括ケア推進係の伊藤と申します。最近いろいろなところで、お話をさせていただくので、重複してお話をお聞きいただいている方もいらっしゃるかと思いますが、今日はこの「8050問題」についてということが多めにお話をさせていただきたいと思います。

まず、8050問題の取り組みの経緯ということで、高齢福祉課での動きのご報告になります。

昨年度、在宅支援係の中で8050担当を決め、高齢者ではないけれども、ちょっと支援が必要な時に、一緒に病院に付き添ったり、少し生活の支援のところでご相談に乗ったりという担当を決めて動いておりました。

それと、地域福祉フォーラムでは、免許返納、資産運用、老後2,000万問題の話と併せまして、この8050問題をテーマとして取り上げました。

もう一つ、8050支援業務連絡会というものを立ち上げています。こちらは庁内の関係部署と、高松町にある法人の「育て上げネット」と一緒に連絡会などを開催しております。

今年度に入りまして、先ほど話した係が新設となっております。8050支援業務連絡会は継続して行っています。

それと、10月に地域ケア会議において、この8050問題をテーマとして議論、討議をさせていただいたので、今日はその話を中心にご報告をしたいと思っております。

併せまして、今年度実施しました地域福祉フォーラムでも、育て上げネットの墓田（ひきた）さんに基調講演を頂きまして、8050問題に取り組んでおります。

では、こちらの10月15日の地域ケア会議で検討テーマとした

時の資料を基に、お話をさせていただきます。

地域ケア会議では、事前にテーマに合わせた資料を参加する方にお送りして、それについてのご意見などを事前に集めて、当日さらに少し意見交換をするというような形で進めてるのですが、今ご覧いただいているのは事前にお送りした資料になっております。

まず、8050問題というのはどういったものなのか。引きこもりとはこういうものですよという形で、国で言われている定義などをご説明。その上で、さらに今、立川市では8050問題として、いわゆる引きこもりだけではなく、成人した親子間、兄弟間でのいざこざや、就労しておらず親の年金で介護を担っている成人した子どもで、社会とつながっていない方とか、障害や病気が疑われていて、主に自宅で過ごしている大人になった子どもとか、そういった方々も含めて、世帯に関することを広い意味で捉えて、包括の皆さんと一緒に相談対応させていただいている状況です。

次も事前にお送りしている当日の資料なのですが、8050問題のパターンということで、いつから起きているのか、その原因はどうなのかというような話をいたしました。

その中での話ですが、きっかけや期間はそれぞれ多様であり、引きこもりや家庭内暴力の原因、最終的な決定打というのは、不登校、離職・解雇、離婚・別居・死別等、いろいろな人生におけるショックなことがあったりするのですが、それだけではなく、その以前から、親子間でのコミュニケーションがうまくいっていない、人間関係がちょっと苦手というケースもあるように思われます。

資料の下の方、病気や障害についてです。もともと病気や障害があったことがきっかけで引きこもっている方もいれば、逆に引きこもりの状態が長く続くことで病気を発症するという場合もあるという話をしました。

こういった説明のあと、来るべき備えについて「備えていて良かったことはありますか」ということを、事前に参加者の方に投げ掛けさせていただきました。

頂いた意見を基に記載させていただいたのが、7ページ目のものになります。

「備えていて良かったこと」として、こちらに記載の6項目を、当日、確認をするような形でお話をさせていただきました。

もう一つ「共通して困っていること」というものも幾つか意見が出まして、記載のように「包括支援センターは高齢者を対象として相談を受けているので、50代の若い方にどのように対応したら良いか」とか、「どこまで踏み込んでいいのか」という悩みもあるという話もありました。

また「ご本人たちがなかなか動く気がない中で、どう支援をしていったらいいか」「ゴールをどこに設けていいのか」「いったん就労したらそれでいいのか、そのまままた仕事を辞めてしまうかもしれないということもあり、終着点が見えづらい」という話もありました。

これは継続的に課題となってくると思っていますので、これからもそれぞれの課題を整理をして、取り組んでいきたいと思っております。

資料に記載のものが、地域包括ケア推進係と相談支援包括化推進員が、これまでの業務で見えてきたこととして挙げているものです。

早期発見・早期対応が必要ということですが、ご相談にいらっしまった時に、「もっと早く来てくれたらよかったのに」という言葉はNGで、今、来ていただいたことに対して「ありがとう」という形でお受けするようしています。相談をするにはエネルギーが必要で、相談して断られることを繰り返すことで、だんだん相談する気もなくなってしまうということなので、受援力の高い、受援力があるうちに、なるべく早く関わりを持つことが大切と確認をしました。

また、早めに関わっておくことで、その家族に対して関われる、支援に入れるきっかけを探るということもできるので、早いうちに関わるといいということを見えてきたこととして挙げています。

世帯支援ということでお話を聞いていると、高齢者だけの支援、または不就労・引きこもりの方だけの支援という形ではなく、その家庭・世帯に何かしら人間関係の課題がありそうだとすることがありますので、世帯支援として関わっていくことが



大事だと思っております。

あとは、引き継げるものということで記載しています。ここには、金銭だけではなくプライスレスなものがあるというふうに書かれています。お金を残せないぐらいのご家庭の方も、例えば人間関係であったり、そのお子さんが不就労や人間関係が苦手というお子さんであっても、素直な方であったりとか、その人の持っている性格とかも、実は引き継げるもの、親から与えられている環境によってできているものというのがあります。お金にこだわらず、何が親子間で引き継げるのかということも大事にしたいと思っています。

次に、もう一つ追加のまとめですが、イベント待ちになりやすいのも課題として挙がっています。先ほども少しお話ししましたが、イベントというのは人生のイベントで、「入院」「親の介護」などです。その家庭の変化のタイミングで関われるチャンスがあるということで、タイミングを見るのが大事だということです。

2番目、どこに相談してよいかというところが重要だということで、今は包括支援センター経由だったり、民生委員さんから少しご相談の話をいただいたりするのですが、市民の皆さんからすると、どこに相談したらいいかもっと分かりやすくする、相談しやすい、相談のハードルを下げておくということも大事だということと、相談に入った後にどこにつないでいくかということで、つなぎ先の関係づくりも大切というふうに思っています。

3番の入院加療がゴールではないということで、例えば障害であったり、病気があるお子さんを抱えた場合に言えることなのですが、入院して、また元のとおり元気に戻ってくるというふうにはなかなかいかないもので、もし状態が良くなって戻ってきても、その方を家庭や地域で生活していくために、どのようにしていったらいいかというのを、一緒に考えていけるようにしていかないといけないと考えています。

ここまでの地域ケア会議でのお話になります。そして、地域包括ケア推進係と相談支援包括化推進員は、8050問題を含めて、断らない相談支援と、参加支援、地域づくりに向けた支援、この3つに取り組んでおります。

まず断らない相談支援で、属性が、どこにどの制度でサポート支援をしていったらいいかはっきり分からないもの、複雑化・複合化した課題の相談、家族支援という形での相談をまず受け止めて、課題をひもときをするということになります。

その上で、その家庭の家族の方が社会から孤立しないように、参加支援という形で、「就労支援」「居住支援」「居場所機能の提供」という、社会につながっていける、参加していける場につなぎます。つなぎ先がなければ、それもつくり出したり、企業などとも協力をお願いしながら進めていく支援です。

それと、地域づくりに向けた支援です。それが先ほどの福祉総務課長からもお話がありました「アンテナショップ」にもつながるのですが、地域の中で住民同士が相談できたり、顔が見える関係性を築けるような地域づくりを目指すということで、この3本を柱に活動しております。

そして、今後に向けてということで、4月に係が新設され、相談支援包括化推進員が配置されました。資料の右上にある「交流・参加・学びの機会を通じ、相談・協力し合える地域づくり」ということで、先ほどの3本柱の3つ目である地域づくりを、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターなどと協力して行っています。右下の「長期間家庭内から表に出てこなかった多岐にわたる困り事を整理して相談機関へつなぎ、地域で支えること」と、「家庭内の困り事が長期化・複雑化する前に、地域に居場所」をつくって、相談をぽろぽろとできるような立川市を目指して動いています。

ここを目指すために、地域包括支援センターの皆さんと一緒に、立川市がどういった取り組みを推進していったらいいかということ、本日、こちらの運営協議会で、皆さまからご意見を頂戴できればというふうに思っております。

長くなりましたが、以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。という説明でございました。先ほど、地域福祉計画の中で出てまいりました6つのこの部分、今のお話でございました。

会長

さて、いかがでしょうか、皆さんからご質問やご意見など、

まずございましたらお願いできればと思うんですが。

D委員、どうぞ。

D委員

民生委員も150人以上いますので、いろんな事例があると思いますけれども、これは私の個人的な事例なんですけど、やっぱり8050問題には深く関わった事例があります。その時は、やはり民生委員だけではとても無理ですので、包括支援センターにいらっしゃる野田さんのお力も借りしたり、それからあと、地域で、やっぱり外に出にくい人ですね。だから他人との関わり合いを持つのが苦手な方を支援する事業所がありましたので、その力を借りて、みんなでその一家を支えるような雰囲気を取り組みました。

結果的には、2人とも亡くなってしまったんですが、最後に地域の中で、みんなで見守れたことがとても良かったなというふうに感じております。

この中に、連携という言葉があんまり出てこないんですが、やはり連携が大事ななというふうに感じます。

会長

ありがとうございます。その連携をつくっていくのが推進員の方のお仕事のような気がしますよね。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

B委員

よろしいですか。

会長

はい、どうぞ。

B委員

ちょっと僕も当事者が近くになりそうなんだけれども、よく分からないのは、こういう推進の部署をつくったということで、これの枝葉を、枝葉というか包括センターと一緒にやっていくということなんですけれども、8050問題はそれだけじゃなくて、お医者さんだとか、弁護士さんだとか、もちろん民生委員も含めて、そういう中の協議というか、会議というのはいないんですか。

というのは、8050問題というのは、その家庭内に入りますよ

ね。財政問題もありますでしょう。病気のこともあるでしょう。民生委員の手助けもしなきゃいけないでしょう。それのまとめるようなものがないと、みんなまた点、点、点になっちゃって、さっきD委員が言ったように、連携がないと思うんですよ、つながりを。やっぱり点じゃなくて線にしていかなきゃいけないんで、それで地域で支え合えるということですから、そういう話し合いを、ぜひどこかの場所で行っていただければ、この8050は、こういう事例のときにはこうしましょうとか、ある程度の事例をつくっていけば、包括のほうも、こういう事例のときはこれが参考になるなというのが分かるとおもうんですよ。そういうフォーマットもつくるような場所がないと、ただ突き当たりのことになっちゃうので、ある程度のそういうものをつくっていけば、対応する包括の人たちも、今後の若い人たちが来た時でも、勉強になるのかなと思っているので、ぜひそういう協議会、協議会じゃなくてもいいからつくってほしいというのが意見です。

会長

ありがとうございます。この問題は、8050の問題だけじゃないんですけれども、まずは今日、8050の問題を頂きましたから、B委員としては、8050に特化した常設の連絡会のようなものはないのかというご質問。なければつくったほうがいいんじゃないかという、そういうテーマごとにそういうものを常設でつくったほうが、話が一つのフレームワークをつくってから入ったほうがいいんじゃないかというご意見でございました。

ということで、今あるかどうかと、今後そういう考えはどうかというのをお願いいたします。

高齢福祉課長

この仕組みについては、関係者を集めて行う支援会議というものがございまして、今までいろんな縦割りの制度の中で、制度のはざまであったり、いろんな縦割りの部署と複合的な複数の悩みについては、今までは個人情報絡みがあって、ある一定のところまでいくと、本人の同意を得られないと個人情報が開示できないみたいなところで、ある一定のところから先に支援が進まないというようなことがあったんですね。

ところが、今回は、国のほうで社会福祉法の改正がございま

して、その支援会議の中では、本人の同意がなくても、いったんその個人情報をみんなで関係者間で共有して、支援の方針を決められることになったんです。そこで、いったん支援会議の中で支援方針を決めて、実際の支援に入る時には本人の同意を得ていくんですけれども、どう動いて、どう支援していったらいいか、どういう関係機関が連携していったらいいかというような事前の会議はできるようにはなったんです。法的な整備が国のほうでできたということになります。

なので、そういった支援会議を経ながら、必要な部署がいろいろ関わってくるんだと思うんですけれども。そういう仕組みをつくるために、今、地域包括ケア推進系のほうで準備をしているというような形になっております。

会長                   ありがとうございます。ということで、今はないけれども、それをつくる方向で進んでいっているそうです。ありがとうございました。

                          その他いかがでしょうか。お願いします。

A委員                   8050なんですけど、50歳の引きこもりとかっていうのは一つの問題としてあると思うんですが、じゃあ、50歳になって引きこもっている人が、例えば就労支援、そういう支援というか、一つの就労支援として支援をして、本当にうまく解決した例はあるの。

地域包括ケア推進係長   今年度ご相談が入っている方については、就労につながったという形では、具体的にはありません。件数が少ないということや、期間がまだ短いというのもあるかと思えます。引きこもりではないご相談があった方で、くらサポにつながっている方であったりとか、就労に向けて動いている方はいらっしゃいます。

                          ただ、例えば20代の頃から50代までずっと社会とつながっていなかったという方は、すぐに就労というのは、やはり難しいかなと思っています。

                          そういった意味で参加支援というところで、まず地域の方との関係性をつないでいくというところを目標に動いていくのか

とっております。

#### A委員

その参加と言っても、やっぱりそういう人は、要するに孤立しないようにと先ほど言いましたけれども、ということは孤立をしていること自体が悪いことみたいなイメージに思うんですけれども、別に引きこもっていることが、別に悪い、それをゼロにしなきゃいけないんだとかっていうふうには、考えないようにすべきでは……。

もう50歳になって引きこもっている人が、それから何か仕事をばりばりやってというふうには当然、考えられない、例えばの例ですけれども。

だから、その人に対しての周りがそういう社会の仕組みをつくっていくしかないということになると思うんです。その人を何とかするというんじゃなくて、その人に合った周りがサポートというか、そういう仕組みをつくっていくしかないと思うんですけれども。

#### 高齢福祉課長

もちろん、おっしゃるようなことはとてもよく分かります。ただ、親御さんの年金で実際には生活していらっしゃるということになるかと思うんですが、いざ親御さんが亡くなってしまった後に、収入が途絶えてしまうわけですね。そういう方が社会とのつながりというものが本当につくれなかった場合、その収入がなくなった自分の現状に対して、支援をどこかに求めるということが難しいぐらい孤立してしまっているということで、何もできないまま餓死してしまうというようなことは避けたいわけですね。

それに関すると、親御さんはまだお元気でいらっしゃるうちに、少しずつでも社会とつながっていただいて、われわれの支援があるということを知っていただいて、確かにすぐに就労をするということはなかなか難しいかとは思いますが、少なくとも、どうしたらいいか分からずに途方に暮れてしまうということには避けたいということで、そういったことを親御さんと一緒に相談しながら、少しずつ社会とつながっていく、地域の方々にも、そういった方がいらっしゃるということを知っていただいて、穏やかに遠くから見守ってもらうということ

も重要なことなのかなと思ってございまして。

そういった方向で、すぐに何か変えるというよりは、緩やかにつながっていく、つながり続けていくという、長期間。そして、行政や地域包括支援センターの職員さんと少しずつ信頼関係をつくっていただいて、1年、2年、5年とかかるかもしれないけれども、信頼関係をつくっていただいて、少し外とのつながりを持つような方向に目を向けてもらえるといいのかなというふうには思っております。

会長                    はい。

B委員                  ちょっと僕は、8050問題というのはよく分かってないんですけども、お聞きしたいんですが、父親と息子さんの事例が一番多いんですか。それとも母親と息子とか、父親と娘とか、どういうケースが一番多いんですか。いろんなケース・バイ・ケースがあるとは思うんですけども。

事務局                  多分、息子さんが多い。

B委員                  息子さん。

会長                    50代の男性が。

B委員                  男性が引きこもって。

事務局                  80代のお父さん、お母さん。

B委員                  お父さん、お母さん。両親がいても。

会長                    80代の場合は、ご両親の場合もかなり多いかと思えますね。

B委員                  息子さんのほうは一人っ子が多いんですか。

高齢福祉課長          一人っ子ということではないんです。兄弟のことも。

B委員           そうじゃないんですか。兄弟がいても。それでも引きこもっちゃうんだ。

高齢福祉課長   そして、娘さんがいらっしゃらないかという、そうではないんですけども、比較的、本来であれば、若い男性は健康であれば、外で働いているというのが一般的なんです、それがいろいろな理由で、不登校から始まっていたり、あるいは仕事をして、何かでつまづいてしまって、お仕事を辞めてしまったりとか、あるいは親御さんの介護をきっかけにお仕事を辞めてしまったりとかって、自立の経済的な部分が失われる男性のお子さんがどちらかというとい多いようですね。

B委員           そうすると、働く意欲がないということだ。

会長           働かなくても、親の支援で生きてこられてしまったという環境が、その人の自立していく意欲を、結果的にですけども、阻害してしまったということなんだとは思いますが、ですけどもね。

B委員           それで、親から相談が来るわけですよ。子どもからは絶対に相談に来ないですからね、親から相談すると。その時に、親にはどういうアドバイスをするんですか。教育が悪かったんでしょう、あんたって、そう言えないでしょう、それは。それは言えないでしょう。今までの過程を聞いて、今後のことを、こうしましょう、ああしましょうと話すんでしょうけれども。

親は最後の手段で、もうわらをもつかみたくて行くわけですよ。一番みっともないですよ、正直言って、親にしてみれば、相談するというのが。それを変えられないから相談するんで、本当に親身になってくれればありがたいなと思いますよ、親は、正直言って。

ただ、その子どもをどのように自立じゃないですけども、させるというのが一番大きな問題ですよ、親じゃなくてね。8050という、80のほうについつい頭が行っちゃうんだけれども、今、課長が言ったように、親が先に死んでいくわけですから、普通だったら。子どもが残ったら、1人で収入もなければ



大変でしょうと。その問題が大きくなっちゃうからということなんでしょね。分かりました。

会長

親亡き後ということを考えちゃうんですね。親が心配なことなんだ。自分たちがこの後、元気じゃなくなっていった時に、この子はどうなるんだろうというのをですね。そういうことをくよくよ考えていくうちに、自分の体も悪くなるみたいな話もいっぱいあって、この話というのは、皆さんご指摘のとおり、一朝一夕に片付くわけではありませんし、100パターンあれば100通りの解決策を模索していかなきゃいけない話なんですけど。

この地域包括支援センターの運営協議会としては、もうこの話は、8050問題がクローズアップされて、それも何年前になるか、ちょっと分かりませんが、何年も前に、地域包括支援センターの所に相談が入ってきた。でも、地域包括支援センターの所だけでは解決できない。いろんな所と連携して解決しなければいけないということの報告が困難事例として挙がっているのを、この運営協議会の席でも、その報告を見て、これは地域包括支援センターが孤立させてはいけないんだと。しっかりと市役所としても支援する体制を整えるべきだと。

地域包括支援センターのところに、まずは80代の親から相談があるかもしれないけれども、地域包括支援センターだけじゃなくて、ほかの所を巻き込めるような仕組みをつくるべしという提言を繰り返し繰り返し行ってきた結果が、ちゃんと答えを出してくれたような。

しっかりと地域包括支援センターを孤立させないで、巻き込むべき所を巻き込む仕組みをつくりますというお話なので、大変結構かと思います。ぜひ、一つ一つの事例は皆さんご指摘のとおり難しいことばかりだと思いますけれども、地域包括支援センターを孤立させないように、ぜひお願いしたいというので。

E委員、どうぞ。

E委員

この問題で、地域包括が連絡を受けて、相談に乗って、いろんなサービスがあるじゃないですか。じゃあ、これはここのサ

ービス事業者に連絡を取って、サービス担当会議を開いてとか、ケアカンファレンスを開いてとあって、分散していく仕事の主じゃないですか。そこへ分散できるまでの間、総合受付のような感じで地域包括支援センターがその問題を預かるということ。

だけど、この問題は、振るサービスがないので、ずっと抱えていなくちゃいけないわけですよ、センターのほうで。そうすること自体が、これから、すごく少なかった時はいいんだと思うんですけども、いずれなくなっていくので。ですけども、これからどんどんそういう問題が増えていって、子ども、若い人、で、高齢者、もうずっと連続してそういう形になっていくので、ともかくそのサービスをつくらないといけないと思うんですね。

たくさん事例の中で、こういうサービスがあったらいいというサービスを、やっぱり包括と市と、それからあと民生委員さんもそうだし、お医者さまもそうだし、いろんな専門職の人が関わって、こういうサービスがあるから、一応受け口としてはいいねみたいな、そういうものを、もうつくらないといけないんだと思います。

それを今、つくる取っ掛かりが今の形になっていると思うので、これをつくる、サービスを本当につくるというほうに持って行ってほしいなど、心から思います。

会長

ありがとうございます。今、調査研究、取りまとめを今年やっているけれども、ぜひそこから、常に使えるサービスなどを生み出していくヒントみたいなものを見つけていただきたいということだと思いますね。

確かにご指摘のとおり、地域包括支援センターが1次窓口で、この問題提起を、支援する過程の問題提起をしたとして、そこから全く関わりがなくなるわけではないというんですね。一緒になって取り組んでいく一員として、ご両親がご存命の間はずっと取り組んでいくことになるかと思しますので、ご心配いただいているように数がどんどん増えていくとは思いますが、けれどもね。

何か地域包括支援センターのセンター長さんのほうから、こ

の件についてございますか。ご意見とか思いがあれば。

はごろも包括 包括に相談があるかということですがけれども、相談に来るといよりも、80代のご本人が要介護状態になり、サービスに入ったら、「あ、息子さん、いたんだ」又、虐待通報が入り、対応すると、実は40代の引きこもりの息子さんとの世帯であったと、そういうことから発覚します。

相談というよりも50代の方の対応は本当に大変で、地域包括ケア推進係、相談支援包括化推進員さんができてからは、どんどん電話をして、共有してもらっております。

それまでは自分たちでサポートの仕方や繋ぎ先を、くらし・しごとサポートセンター、サポートネット等関係機関に電話をしたり、あんしんセンターたちかわにも相談するということを重ねてきました。

すぐに解決することができない困難なケースが多いですが、本当に地道なところからの対応が続くので、地域包括ケア推進係の業務は、本当に大変だと思いますけれども、私たちは、相談できる係ができて、良かったと思っております。

会長 ありがとうございます。4月からスタートして、じゃあ半年の間に、もう既に機能できているということですね。良かったですよ。

B委員 よろしいですか。

会長 B委員、どうぞ。

B委員 これ、運営協議会の協議の中で、協働体制について助言をお願いしますと書いてありますけれども、その上に、まると相談ということが書いてあるんですよ。8050というよりは、もうこういう問題はまると相談に相談してくださいと。包括に電話しても、いやわれわれはサービスというか、年配の方がまると相談という頭が入れば、これは8050の問題だなというのが分かるように、何かそういうことをアナウンスできれば。

8050で、ちょっと子どものことで相談というのは、親は言い

づらいんですよね。ただ、まるごと相談のところちょっと連絡を取ってと言えば、こういう悩みも簡単に言える。それで、今言ったように、いろんな事例が発覚してくるというのが、みえると思うんですよね。

だから、親がどこに相談していいか、取っ掛かり。ただ、言えないことがいっぱいあると思うんですよ。だから、そういうまるごと相談といういいものがあるんだったら、これを前面に出して、何かあったらまるごと相談と、常に頭にインプットしてもらえるようにすれば、包括のほうも、まるごと相談なんだけれどもと言えば、そういう問題だなとって、じゃあ係の人にすぐおつなぎしますとなると思うんですよ。

一回僕もあったんだけど、一回相談すると、同じこと言って、またじゃあ担当が違うから、また同じようなことを言わさせるんですよね。もう面倒くさくなっちゃうときがあるんですよ。

そうじゃなくて、まるごと相談と言ったら、担当の方がこうですという、なんかそういうシステムができれば、もうちょっと、10人が10人全部救えなくても、たとえ1人でも2人でも、そうやって相談が来るということが……。こちらから行けないですから。相談に来て初めて分かるのでね、そういうことを、もうちょっとこのまるごと相談というのはいい文言だなと思って。こういうのを前面に出してくればなという、僕の意見です。

会長

B委員の意見としては、当事者からの相談窓口としての周知を図ったほうがいいんじゃないかというご意見ですね。

ちょっと推進員の場合は、そういう位置付けじゃないのかもしれない。まるごと相談という窓口があるわけでもないんですよね。これは厚労省が打ち出している文言をここに書いているということで、そういうことです。

じゃあ、教えてください。

高齢福祉課長

われわれとしては、たらい回しにしないということが一番に考えたいと思っているんです。うちの課は、このことについては担当課でないのか、そのことは行政にはそういう窓口が

ないのでということで、お断りしたり、たらい回しにするということに関して、一番課題があると思っておりますので、われわれが目指すのは、どこの相談窓口に入っても、いったんはそこで受け止めていただいて、そこでは解決ができないというふうに判断していただいたら、今、地域包括ケア推進系のところにご相談を頂いて、一報入った課と連携をしながら支援をしていくというふうなイメージで、何かまるごと相談窓口というものをどーんと新しく作るというよりは、既存の窓口が必ずいったんは受け止めて、そしてその後、しかるべき所にオファーするなり、連携するなりするというふうな体制にしたいなというふうに、現状では考えております。

なので、一番は、たらい回しにしないということが一番大きな目的であるというふうに思っています。

#### B 委員

僕が言いたいのは、どこに相談していいか分からないんですよ。市役所でも福祉課があれば高齢課もあるし、それから年金課もあれば、どこに連絡して、そういうのが分かれば一番いいんですけども、そういうのをうたってくれないと。それから、今、課長が言ったように、もうそれは全体の問題だということから、だから、どこでも連絡していいですよというようになれば、もう代表に言って、つないでと言えるでしょうけれども、包括のほうでも同じようなことを知ってなきやいけないし。

そういうことが、我々にしてみれば、相談しやすいようにやってくれば、もっと下から掘り上げて、そういう問題の人を少しでも明るい方向に持っていけるようにするのが仕事ですから、そののところをもう少し、まず誰に相談していいんだということをはっきり分かればいいんで。そこでもいいですよというんじゃ、どこでも電話しますけれども、そうすると、もう混乱しちゃうんで、そのところをちゃんと決めてほしいなというのを。

#### A 委員

あとは、先ほど、はごろも包括のほうから、要するに偶然行ったら、息子さんが引きこもっていたという。この問題は結構なかなか周りには言えないというのが一番あって、要するに電話したくてもなかなか電話できないという。そこを、いやそう

じゃないんだよと。恥ずかしいことではないんだけどもとか、要するにアピールして、こうなったらどこでもいいから電話してくださいというのを、もうちょっと周知する必要があるんじゃないかなというふうにも思いますけれどもね。

E委員           いいですか。

会長             はい、どうぞ。

E委員           この問題は、お子さんが引きこもっていて、お父さんやお母さんがいらして、年を取っていても年金が十分にあって、子どもがただ引きこもっている分には、慣れがあって、毎日の生活には、多分、支障がないと思うんですね。

問題になって、包括につながるのは、介護が必要になったり、認知が悪くなって、子どもが親に要求したことが通らなくなってきたとき。失禁したりとか、小遣いくれなくなったり、ご飯作ってくれなくなったりとかいって、そういうことが表面化してきて、虐待が始まったり、いろんな問題が起こって、包括に相談が入ってきたり、近所から通報があったりとかすると思うんですね。なので、やっぱり窓口になるのは包括さんなんですね。

だから、引きこもりでも、問題のない引きこもりで、親も困っていない人たちも、もちろん悩みがあると思うんですけども、毎日の生活はそれなりに送れているので、まあ、いいかと思っっているご家族もいると思うので、やっぱり多分、介護が必要なことになるのが引き金になって、問題が起こってきて、包括につながっていくと思うので、やっぱり相談窓口は、多分、包括になっていくと思って。

そこから、じゃあこんなサービスがありますよとか、ここへ相談してみてくださいとか、ここだったら包括と連携してずっとサポートできますよみたいな、そういうものがやっぱり必要なんじゃないかなと思います。

会長             ありがとうございます。そういうことなのでしょうね。  
どうぞ。

岡垣委員

この問題は、結局、取っ掛かりは高齢者虐待防止法で、要保護者支援というのをしなきゃいけないんですよね。要保護者支援をしようと思っても、50の人というのは制度のはざままで、結局、手を差し伸べたくてもできないというところがあって、それで、それはいかんだろうというので、こういう動きになっているというところかなと思うので、こういう引きこもりの50を抱えていて、まだ元気なお年寄りの80も、あえて相談に行くという。

ここも基本的には、自分を人に面倒見てもらわなきゃいけないという感じの80の人が、介護保険とかを利用して、それで結局、利用料が払われていないとか、あと、周りの人から「どうも暴力振るわれているようだ」とか、そういうのでというのが、今後も多いんだと思うんです。

ただ、今日の伊藤さんの発表の中で、やっぱり早期発見・早期解決だね。だから、今現状は窓口というのが、相談窓口というのはないのかもしれないんですけども、何かそういう相談窓口みたいなのが将来的にはできていくと、早期発見とかで、実際、虐待の防止にもなるかもしれないし、あと、虐待が起これば、割と支援がしやすくなるのかなというところがあるかなというふうに思いました。

会長

ありがとうございます。ありがとうございます。皆さんからいろいろご意見を頂きまして、この問題は潜在化している。どのくらい世帯があるかよく分からんという話でした。それがいろいろな調査を行って、確実にあり、だんだん話が顕在化してきて、こういうことを、うちの子の存在を隠すというところから、少しずつオープンに何とかしようという空気感に変わる潮目になっていっているんじゃないかなという感じを受けますので、ぜひとも連携を進めていただくというのはもちろんだと思います。

既に包括ではいろいろ体験上のものがたまってきていて、それをもう既に4月以降、伊藤係長のところにご相談も進めているということで、今日もご説明を頂いた内容で、このままぜひ進めてほしいというご意見でよろしかったですかね、協議会と

してはね。

ただ、新たに、こういうふうにしたほうがいいんだという、幾つかアイデアもございましたので、それは取り上げたいいただきたいと思えますけれども、大筋としては、今日ご説明いただいた内容をぜひやってくださいという意見とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

では、次に進みたいと思えます。次第の4番の丸3番ですね。介護予防支援事業等における業務委託について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、資料6をご用意ください。要支援の予防プランにつきまして、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託をするということに関する、地域包括支援センター運営協議会の承認案件でございます。

今回、ふじみ地域包括支援センターから、町田市にあります居宅介護支援事業所、悠々園への業務委託ということでございます。

立川市に委託をする理由につきましましては、住民登録を立川市に置いたまま町田市のサービス付き高齢者向け住宅に入居しているための委託でございます。詳しいことに関しましては、2ページ以降、ワムネットの情報を載せておりますので、ご覧いただいているかと思えます。

それから、5ページ、6ページにつきましましては、令和2年10月現在で業務委託をしている事業所の一覧表を載せてございます。

ふじみ包括から、補足があればお願いいたします。

ふじみ包括

特にございませぬ。委託を認めていただけないとサービスが使えないので、よろしくお願ひいたします。

会長

いかがでございませうか。ご懸念のところがあれば、ご指摘ください。よろしゅうございませうか。

では、大事なことですので、お諮りしたいと思えます。居宅介護支援事業所悠々園を委託先とすることに異議ございませぬでございませうか。



全委員 異議なし。

会長 異議なしと認め、そのように決定したいと思います。よろしくお願ひいたします。  
では、その他に移ります。その他、何か皆さんからございませうか。委員の皆さんからはよろしいですか。  
では、事務局、どうぞ。

事務局 その他のところで、前回の運営協議会におきまして、中村先生にご協力いただきまして、立川市歯科医師会会員の皆さまに、地域包括支援センターのチラシをお渡しして、配布をさせていただいております。中村先生から、何か会員の皆さまからのご反応ですとか、あればお願ひします。

A委員 今のところ、会員の先生、あれから理事会もちょっとないので、今のところないんですけども、個人的には、うちは立川といっても、ちょっと行くと国立なんですよ。あれ、立川市民ですよ。そうですよね。結構その辺がちょっと多い、国立から来る方も結構多いので、ただ、あとはなるべく若い人、高齢者関係なく配布するよというふうには話はしてはいますけれども、今はそのぐらいですね、今のところは。

事務局 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

はごろも包括 早速、相談が。

A委員 早速ですか。ありました？

はごろも包括 ご本人からで、どうも認知症の結構初期かなと思われる状況なので、支援に入れて良かったと思っています。ありがとうございます。

A委員           そうですか。じゃあ良かったです。

会長            すばらしい。こういう地道なことを重ねていくと成果につながってますね。ご尽力いただいてありがとうございます。  
                  その他、何かありますか。

B委員           いいですか。

会長            B委員。

B委員            ちょっと今、僕、心配しているのは、時間がないからあれを調べてほしいんですけども、今の8050の問題があったんですけども、介護を受けている方が、今、介護しているのは高校生とか中学生が今、問題になっていますよね。立川のそういう事例があるのか、次回の協議会の時に報告していただければ、ありがたいなど。

                  というのは、子どもの将来のことがあるんで、そういう問題がこれからクローズアップされちゃうのかなと思っているので、ちょっとお願いします。

会長            どうぞ。

事務局            前回の運営協議会でも、E委員のから、ヤングケアラーの話があったかと思います。それで12月に厚生労働省のほうで初めての実態調査を始めるといような報告も入ってきておりますので、これらの調査結果が次回の1月に出るかどうかはちょっと難しいかもしれませんが、取り上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長            ありがとうございました。

                  その他なければ、次回の日程を確認したいと思います。

                  次回の日程は、令和2年度第5回目になります。年が明けて令和3年の1月26日、火曜日午後2時からということで、場所はこの場所で、210会議室ということになりますので、ご参集いただきますようよろしくお願いをいたします。

では、議題は以上でございます。

副会長

それでは、第4回の運営協議会を終わります。どうもお疲れさまでした。